

平成31年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	大和観光自動車株式会社 (法人番号: 8030001005269) 代表者 斎藤彊二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市北区本郷町130-2 (大宮営業所) 埼玉県さいたま市北区吉野町2-7-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年8月15日、酒気帯び運転があった旨公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社東京サービスエンタープライズ (法人番号: 8030001090567) 代表者 本田宏江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市川崎67-1 <small>(東京サービスエンタープライズ本店営業所)</small> 埼玉県飯能市川崎67-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成30年10月12日及び平成30年10月23日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	エデン有限会社 (法人番号：7021002062053) 代表者 田中正和
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印旛郡酒々井町中川58-5 (千葉営業所) 千葉県印旛郡酒々井町中川58-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月25日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社静和観光バス (法人番号: 6060002033953) 代表者 永島浩行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県栃木市岩舟町静和2470-1 (本社営業所) 栃木県栃木市岩舟町静和2470-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 485日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月22日及び平成30年6月8日、定期的な監査を実施。17件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(5)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(7)交替運転者の配置義務違反(運輸規則第21条第6項)、(8)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(10)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(11)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(12)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(13)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(14)初任、高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)初任、高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(17)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 49点 当該事業者の累積点数 49点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)